# 市有地売却応募要領

一般競争入札 (郵便入札)

市有地を売却します。

令和7年12月実施

柏市

総務部 資産管理課

(柏市ホームページ)

https://www.city.kashiwa.lg.jp/

# 【目次】

1	뤗	<u> </u>	却	物	件	<u> </u>	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	]
2	华	勿	件	調	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	J	( )	札	参	加	者	$\mathcal{O}$	資	格	と	落	札	者	0)	決	定	方	法								
	1		入	札	参	加	者	0)	資	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ç
	2	2 }	落	札	者	0)	決	定	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	(
4	_	- }	般	競	争	入	札	(	郵	便	入	札	)	に	ょ	る	市	有	地	売	却	0)	流	れ	]1	]
5	フ	( )	札	参	加	方	法	等																		
	1		入	札	参	加	申	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	2	2	入	札	保	証	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	3	3	入	札	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	4	1	荆	札	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
6	多	巴产	約	D	締	結	,	所	有	権	0)	移	転	等												
	1	Ī	売	買	契	約	0)	締	結	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	2	2 3	売	買	代	金	等	0)	納	付	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	5	3 Ī	折	有	権	0)	移	転	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	Į -	そ	0)	他	必	要	な	費	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ç
	5	5 =	契	約	に	付	す	る	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ç
	6	} -	そ	<i>(</i> )	他	注	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	(
7	Ħ	<b>=</b> ;	込	み	0)	な	<i>\</i> \	物	件	等	<i>(</i> )	売	払	Į,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	-
8	Ξ	<u> </u>	地	売	買	契	約	書	(	案	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
9	=	Εź	続	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	(
	1	_	_	般	競	争	入	札	参	加	申	込	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	2	2 3	誓	約	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	5	3 -	土	地	利	用	計	画	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
	4	1	入	札	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	5	5 =	委	任	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	6	3	入	札	保	証	金	納	入	申	出	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
	7	7	請	求	書	(	入	札	保	証	金	返	還	用	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
	8	3 =	請	求	書	(	契	約	保	証	金	返	還	用	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	ç	)	入	札	辞	退	届	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	Ç
1	0	-	手	続	書	類	<i>(</i> )	記	入	例		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	(
«	参考	<b></b>	>>		関	係	法	令	抜	粋	].	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	]

# 1 売 却 物 件 一 覧

今回の一般競争入札(郵便入札)による売却物件は、下表のとおりです。

物件	所 在	地目	用途地域	最低売却価格
番号	/ <sup>2</sup> /l 1±	面 (m²)	建ペイ率 (%) /容積率 (%)	双色儿科画和
1	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画 整理事業8街区4画地	宅地	市街化区域 第一種住居地域 第二種高度地区	15, 976, 800 円
1	(従前地:根戸字中馬場1854番22)	110. 95	60/200	15, 970, 800
2	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画 整理事業5街区9画地	宅地	市街化区域 準住居地域 第二種高度地区	20, 499, 360 円
2	(従前地:根戸字中馬場1854番26)	122. 02	60/200	20, 499, 300

物件番号1~2について次の制限や条件が付されます。

- (1) 現地説明会は行いません。
- (2) 入札希望者は物件調書をご覧の上,申込み前に現地を必ず確認してください。
- (3) 上記の物件に関する制限や条件は一部に過ぎません。購入に際しては、自らの責任により、法令等による諸規制についての調査・確認を行ってください。
- (4) 売却物件は、現状有姿のままでの売却となります。
- (5) ホームページ上に、物件についての添付図面を掲載していますので、確認してください。
- (6) 図面と現況が相違している場合は、現況を優先とします。
- (7) 土地区画整理法第76条第1項の規定による手続きのほか,地区計画に 基づく手続きが必要になります。

# 2 物 件 調 書

- 物件調書は、入札参加希望者が現地を確認するための参考資料 として作成したものであり、本物件に関するすべての情報を網羅 的に調査・記載したものではありません。
- 売却物件は、<u>現状有姿のままでの売却となります</u>ので、入札に あたっては、事前に必ず現地を確認してください。
- 土地の利用制限や関係法令等についても<u>自らの責任により調</u> 査・確認を行ってください。
- 一 柏市ホームページ上に、物件についての関係図面(公図等)を 掲載してありますので、確認してください。
- 図面と現況が相違している場合は、現況を優先とします。

# 【問い合わせ先】

<手続きに関すること>

総務部 資産管理課 (本庁舎4階)

電話 0 4 - 7 1 6 7 - 1 1 1 4

< 物件1,2に関すること>

都市部 北柏駅周辺整備課

(北柏駅北口土地区画整理事務所1階)

電話 0 4 - 7 1 6 0 - 3 8 5 1

			物件	番 号 1					
III.	柏都市計画事業北	柏駅北口土地区画整理	事業8街区4画地						
所 在 地	従前地:柏市根戸	110.95㎡ (従前地:211㎡)   北東側16m, 南側6mの舗装道路に接面							
地目	宅地 (従前地:	雑種地)							
面積	110.95 m²	(従前地:211㎡)		_					
道路幅員及び 接面状況等	北東側16m,南	「側6mの舗装道路に接	面						
	都市計画区域	市街化区域							
	用途地域	第一種住居地域							
法令等に	建ペイ率	6 0 %							
基づく制限	容 積 率	200%							
産うく前限	高 度 地 区	第二種高度地区							
	防火地域・準防火地域	5火地域・準防火地域 指定なし							
	日 影 規 制	4時間, 2.5時間							
私道の負担等に	負担等の有無	無							
関する事項	負担等の内容	_							
		引込状況	事 業 所 名	電 話 番 号					
		接続可能柏市	7上下水道局給排水課	04(7167)1434					
   供給施設状況			7上下水道局給排水課	04(7167)1434					
			電力パワーグリット(株)	03 (6375) 9803					
				047 (361) 0211					
	※ 詳細について	は、上記の事業所にお	問い合わせくださレ	· <b>\</b> o					
交 通 機 関	鉄 道 JR 常磐	線「北柏駅」から北方向	に約300m						
文 地 恢 民	バス東武バス	ス「北柏駅入口」停留所だ	から北方向に約20	0 m					
	施設区分	施設名称	物件から	の直線距離					
	市役所支所	柏市役所富勢出張所	物件の北東方	約1, 100m					
	保 育 園	高野台保育園							
公共機関等		富勢小学校	物件の北東方	約1,100m					
以 六 1灰 内 于		富勢中学校							
	警 察 署	北柏駅前交番	物件の南方 約300m						
	消防署	西部消防署富勢分署	物件の北東方	約1,100m					
	郵 便 局	北柏駅前郵便局	物件の南方 約	J 3 0 0 m					

H/m AH

平 旦

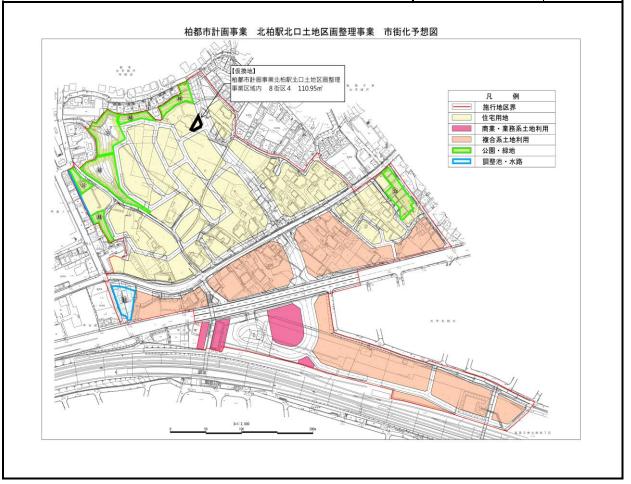
#### その他

- ・柏市全域が都市計画区域及び建築基準法第22条区域に該当します。
- ・柏市全域が放射性物質汚染対処特措法第32条に基づく汚染状況重点調査地域に該当します。
- ・土壌汚染、地盤調査及び地下埋設物調査は行っていません。
- ・放射能除染については、買受者負担とします(参考値は柏市のホームページを参照)。
- ・現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地の確認をお願いします。
- ・土地区画整理事業の施行区域内であるため、建築行為等の工事着手までに土地区画整理法第76条第 1項の規定による許可の申請が必要です。(窓口:都市部北柏駅周辺整備課)
- ・北柏駅北口駅前地区地区計画区域内であるため、建築行為等の工事着手の30日前までに届出が必要です。(窓口:都市部都市計画課)
- ・土地区画整理法第110条の規定により土地区画整理事業完了時に事業施行者から徴収又は交付される清算金にかかる債務又は債権については、土地の売却後も柏市に帰属します。
- ・公共下水道に接続する場合は公共汚水桝を設置する必要があります。
- ・今後、下水道の受益者負担金が賦課される予定です。
- ・売買代金納入後、従前地について、所有権移転登記を行います。
- ・土地区画整理事業完了後に、事業施行者である柏市が確定測量及び土地区画整理登記を行います。
- ・確定測量により面積が変動した際は、面積の増減に応じて精算します。
- ・換地処分時に発生する手続き等については、別途、通知する予定です。

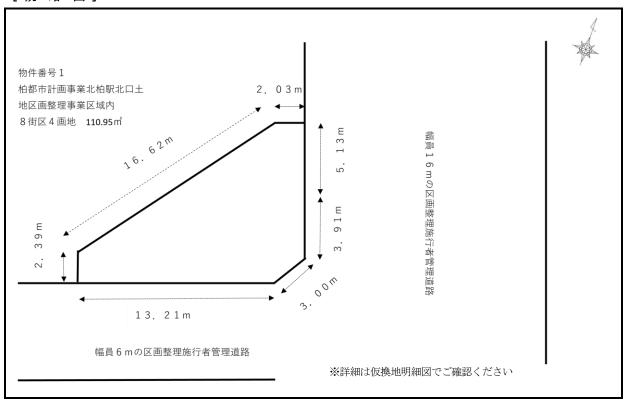
[案内図]

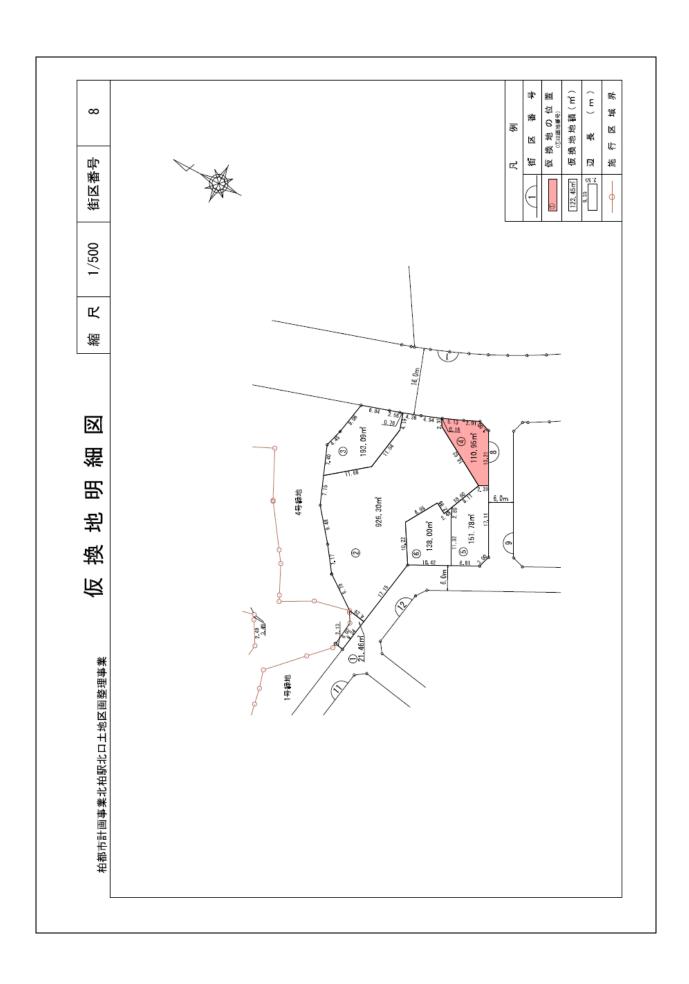
物件番号

1



# [概略図]





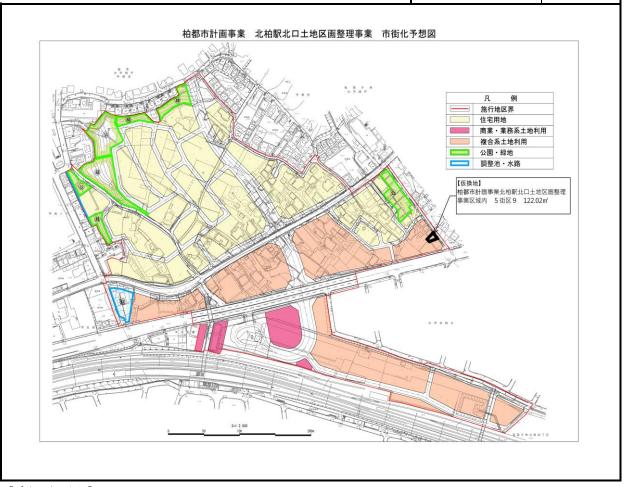
			物件	番号 2					
所 在 地	柏都市計画事業北	柏駅北口土地区画整理	里事業5街区9画地						
	従前地:柏市根戸	字中馬場1854番2	2 6						
地目	宅地 (従前地:	雑種地)							
面積	1 2 2. 0 2 m²	(従前地:183 m²)							
道路幅員及び 接 面 状 況 等	北東側5mの舗装	道路に接面							
	都市計画区域	市街化区域							
	用途地域	用 途 地 域 準住居地域							
法令等に	建ペイ率	6 0 %							
	容 積 率	200%							
基づく制限	高 度 地 区	第二種高度地区							
	防火地域・準防火地域	方火地域・準防火地域 指定なし							
	日 影 規 制	4時間, 2.5時間							
私道の負担等に	負担等の有無	無							
関する事項	負担等の内容	_							
	供給 施設	引込状況	事 業 所 名	電 話 番 号					
	上 水 道	接続可能柏市	市上下水道局給排水課						
供給施設状況	下 水 道	接続可能柏市	市上下水道局給排水課	04(7167)1434					
一	電気	接続可能東京	(電力パワーグリット (株)	03 (6375) 9803					
	都市ガス	接続可能	京葉瓦斯(株)	047 (361) 0211					
	※ 詳細について	は、上記の事業所にお	3問い合わせくださv	<b>\</b> 0					
   交 通 機 関	鉄 道 JR 常磐網	線「北柏駅」から北東方	万向に約400m						
文 远 饭 呙	バス東武バス	、「北柏駅入口」停留所	から東方向に約40	0 m					
	施設区分	施設名称	物件からの	の直線距離					
	市役所支所	柏市役所富勢出張所	物件の北東方	約1,200m					
	保 育 園	高野台保育園	物件の北方 約	物件の北方 約700m					
公共機関等	小 学 校	富勢小学校	物件の北東方	約1,200m					
	中 学 校	富勢中学校	物件の北方 約1,000m						
	警察署	北柏駅前交番	物件の南西方	約400m					
	消防署	西部消防署富勢分署		約1,200m					
	郵 便 局	北柏駅前郵便局	物件の南西方	約400m					

平 旦

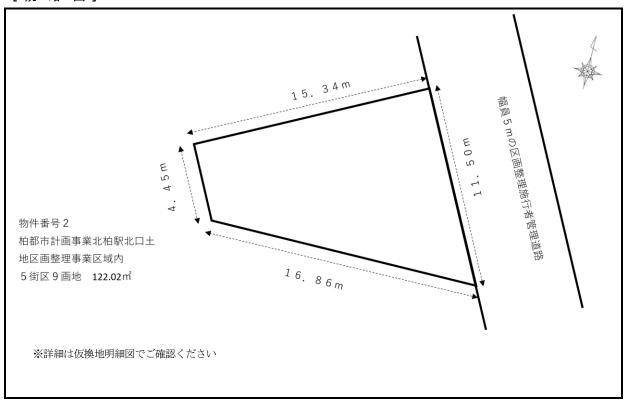
#### その他

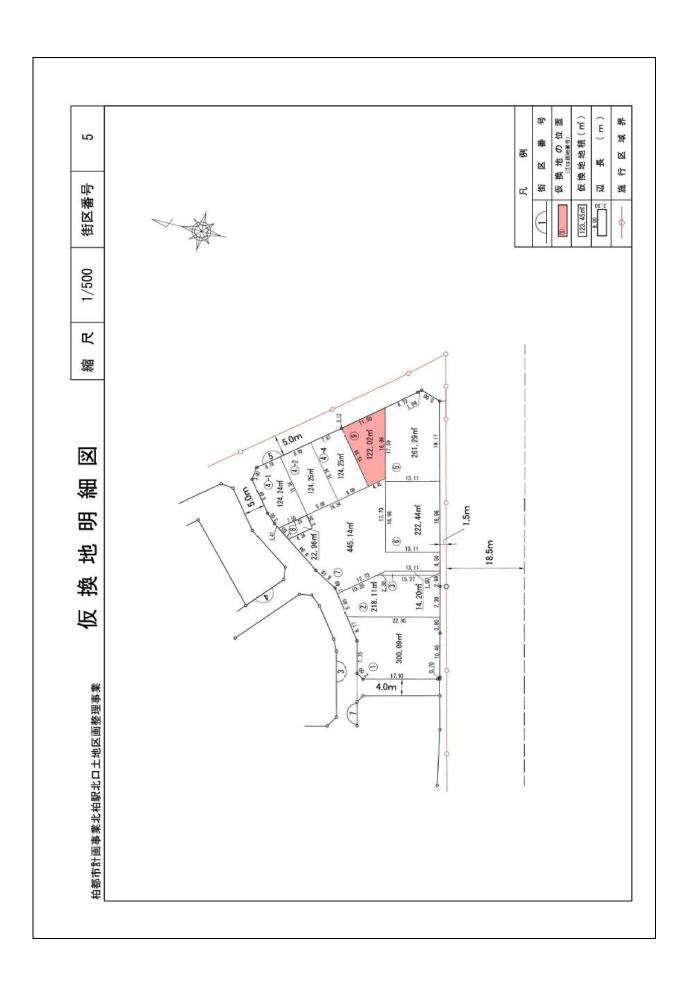
- ・柏市全域が都市計画区域及び建築基準法第22条区域に該当します。
- ・柏市全域が放射性物質汚染対処特措法第32条に基づく汚染状況重点調査地域に該当します。
- ・土壌汚染、地盤調査及び地下埋設物調査は行っていません。
- ・放射能除染については、買受者負担とします(参考値は柏市のホームページを参照)。
- ・現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地の確認をお願いします。
- ・土地区画整理事業の施行区域内であるため、建築行為等の工事着手までに土地区画整理法第76条第 1項の規定による許可の申請が必要です。(窓口:都市部北柏駅周辺整備課)
- ・北柏駅北口駅前地区地区計画区域内であるため、建築行為等の工事着手の30日前までに届出が必要です。(窓口:都市部都市計画課)
- ・土地区画整理法第110条の規定により土地区画整理事業完了時に事業施行者から徴収又は交付される清算金にかかる債務又は債権については、土地の売却後も柏市に帰属します。
- ・公共下水道に接続する場合は公共汚水桝を設置する必要があります。
- ・今後、下水道の受益者負担金が賦課される予定です。
- ・敷地内に電話柱がありますが、所有権移転後の使用許可等については、買受者において NTT と協議して ください。
- ・売買代金納入後、従前地について、所有権移転登記を行います。
- ・土地区画整理事業完了後に、事業施行者である柏市が確定測量及び土地区画整理登記を行います。
- ・確定測量により面積が変動した際は、面積の増減に応じて精算します。
- ・換地処分時に発生する手続き等については、別途、通知する予定です。

[案内図] 物件番号 2



# [概略図]





# 3 入札参加者の資格と落札者の決定方法

# 1 入札参加者の資格

次の(1)から(11)以外の方であれば、どなたでも参加できます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (4) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から の更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から の再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)である者(法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(法人である場合は役員又は 支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事その他経営に実質的に 関与している者をいう。以下同じ。)が,該当する場合を含む。以下(10)まで同じ。)
- (7) 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (8) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協 力し、若しくは関与している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者
  - ※ (1)及び(2)は、51ページの≪参考≫ 関係法令抜粋を 参照ください。

# 2 落札者の決定方法

開札の結果,柏市が事前に定めた最低売却価格以上の価格をもって入札した方のうち,最も高い価格で入札した方を落札者とします。

# 4 一般競争入札(郵便入札)による市有地売却の流れ

# ≪入札参加方法等≫

市有地売却の一般競争入札(郵便入札)に参加する場合は、入札参加申込書類を柏市総務部資産管理課まで提出してください。

申込受付後、申込者には入札に必要な書類を送付しますので、入 札保証金を納付の上、必要事項の記入や押印等を行った書類を柏市 総務部資産管理課宛てに郵送(柏郵便局留)してください。

なお、開札の結果は、入札者全員に郵送で通知するとともに、柏 市ホームページで公表します。

入札参加申込み



○令和7年12月1日(月)から令和7年12月12日(金)までの間に参加申込みをしてください。

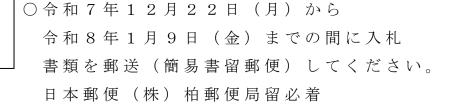
受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

入札保証金の納付



○入札金額の5%以上の金額を 令和7年12月22日(月)から 令和8年1月9日(金)までの間に現金 で納付してください。

入札





開 札

○令和8年1月16日(金)に行います。場所 柏市役所 分室3 1階第1会議室

# ≪契約の締結,所有権の移転等≫

開札終了後,落札者には落札通知書及び契約に必要な書類を送付しますので,普通財産譲渡申請書を各物件の問い合わせ先(2ページ参照)へ提出してください。

その後、売買契約を締結し、契約保証金及び売買代金を納付して ください。

売買代金の入金確認ができましたら、土地の引渡し、柏市の嘱託 による所有権移転登記を行います。登記完了後、登記識別情報通知 の受渡しを行って市有地売却の手続きは完了となります。

売買契約締結



売買代金納付



土地の引渡し

| 所 有 権 移 転 登 記 申 請



所有権移転登記完了

- ①令和8年1月26日(月)までに普通財産 譲渡申請書を提出してください。
- ②令和8年2月12日(木)までに売買契約を締結してください。
- ①契約締結時に売買代金の10%以上の金額の契約保証金を現金で納付してください。 (実際の納付額は、契約保証金と入札保証金との差額になります。)
- ②令和8年3月6日(金)までに売買代金 を現金で納付してください。
- ○売買代金の入金確認後に現地において境界 を確認の上、土地の引渡しを行った後に 「土地引渡し確認書」を提出してくださ い。
- ○所有権の移転登記は、柏市が嘱託により行 います。
- ○所有権移転登記完了後,登記識別情報通知 の受渡しを行いますので,「登記完了証の 受領書」を提出してください。
- ○「登記完了証の受領書」を提出後,契約保 証金を還付します。
- ※ 詳細については、 5 入札参加方法等及び 6 契約の締結、所有権の移転等 を 必ずお読みください。

# 5 入札参加方法等

# 1 入札参加申込み

(1) 一般競争入札参加申込方法

本要領の「一般競争入札参加申込書」,「誓約書」及び「土 地利用計画書」に必要事項を記入・押印(印鑑登録のある印 (実印))の上,添付書類を添えて,受付期間内に受付場所へ 郵送(簡易書留郵便)又は直接持参してください。

(※上記以外の方法での提出は、受け付けしておりません。)

- ▽ 添付書類 ((ア)及び(イ)は発行より3か月以内のもの)
  - (ア) 「印鑑登録証明書」(法人の場合は「印鑑証明書」)
  - (イ) 「住民票」(法人の場合は「登記事項証明書」又は 「登記簿謄本」)
  - (ウ) 「委任状」(代理人による入札を希望する場合のみ)
    - ※ 入札書等を入札者本人名義で作成できない場合(入 札者本人の押印ができない場合)に代理人による入札 ができます。この代理人による入札を希望する場合に 「委任状」が必要となります。
  - (エ) 役員や理事などの役職名,住所,氏名及び生年月日が明らかとなる資料(法人又は団体の場合のみ)

## 【注意】

・落札後の売買契約の締結や所有権移転登記については、 「一般競争入札参加申込書」に記載された名義で行います ので、共有を希望される場合は、必ず連名でお申込みくだ さい。

なお,連名者が3者以上の場合は,「一般競争入札参加申込書」,「誓約書」及び「土地利用計画書」をコピーして使用してください。

- ・連名で申し込む場合は、連名者全員の添付書類が必要です。
- ・複数の物件を申し込む場合、添付書類については、原本1部とコピーで結構です。

(2) 受付期間

令和7年12月1日(月)から 令和7年12月12日(金)まで

- ア 持参の場合は、令和7年12月12日(金)の午後5時 まで受付を行います。
- イ 郵送の場合は、令和7年12月12日(金)の消印まで とします。
- (3) 受付場所(送付先)

〒 2 7 7 - 8 5 0 5 柏市柏五丁目 1 0 番 1 号 柏市総務部資産管理課

- ※ 直接持参する場合は、柏市役所本庁舎4階資産管理課まで お越しください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び国 民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。
- (4) 入札関係書類の送付について

入札参加申込受付後、次の入札関係書類を柏市から送付します。

- ▽ 入札関係書類(柏市から送付する書類)
  - (ア) 「一般競争入札参加申込書の写し」
  - (イ) 「入札書」
  - (ウ) 入札保証金の「納入通知書」
  - (工) 「入札保証金納入申出書」
  - (オ) 入札保証金返還用の「請求書」
  - (カ) 「入札書提出用封筒」
  - (+) 「入札関係書類送付用封筒」

なお、令和7年12月22日(月)までに入札関係書類が届かない場合は、柏市総務部資産管理課(LO4-7167-1114)までご連絡ください。

- (5) 入札参加にあたっての留意事項
  - ア 物件は、<u>現状有姿による引渡しです。</u>現地説明会は行いませんので、入札希望者は事前に<u>必ず現地を確認してください。</u> また、土地の利用制限や関係法令、周辺環境等についても 調査確認を行ってください。

入札後、物件に関する不知や不明を理由として、異議を申

# し立てることはできません。

なお, 現地確認に際しては, 周辺住民の迷惑とならないように注意してください。

- イ 「一般競争入札参加申込書」は楷書で記入してください。
- ウ 参加申込に必要な書類が受付期間内に受付場所に到着しない場合や書類に不備があった場合は,入札に参加できません のでご注意ください。

# 2 入札保証金

(1) 入札保証金の額

1 物件ごとに各自が見積る入札金額の100分の5以上(円 未満切り上げ)の額を入札保証金として納付してください。

※入札保証金は、入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)になります。最低売却価格の100分の5以上ではありませんのでご注意ください。

## (2) 納付方法

柏市から送付された入札関係書類の中の納入通知書に、入札保証金の額を記入し、柏市指定金融機関で令和7年12月22日(月)から令和8年1月9日(金)までの間に納付してください。

## 【注意】

- ・落札者が契約を締結しなかった場合には、入札保証金は柏市に帰属することととなります。
- ・落札者以外の方が納付した入札保証金は、開札終了後、 入札保証金返還用の「請求書」に記載された金融機関の預 金口座へ振込む方法により返還します。

なお、振込手続きには、3週間程度要しますのでご了承ください。

- ・落札者の入札保証金は、契約保証金の納付に振り替えます。
- ・入札保証金には利息を付しません。

#### 3 入札

(1) 入札方法

柏市から送付された入札関係書類を郵送(簡易書留郵便)に

て提出することにより入札してください。

- ※ 直接持参による提出は受け付けていませんので注意してく ださい。
- ▽ 提出書類(40ページ以降の記入例を参照のこと)「入札関係書類送付用封筒」に必要事項を記入し、次の書類を同封してください。
  - (ア) 入札書提出用封筒及び入札書(「入札書提出用封筒」に「入札書」のみを入れて封をし、印鑑登録のある印(法人の場合は代表者印)で割印をしてください。)
  - (イ) 入札保証金納入申出書(納入通知書(領収書)の写し (領収印があるもの)を添付してください。)
  - (ウ) 入札保証金返還用請求書(必要事項を記入)

### 【注意】

- ・複数物件申し込む場合でも、一物件ごとに「入札関係書類送付用封筒」に入れて郵送してください。
- ・書類が入札期間内に柏郵便局に到着しない場合や書類に 不備があった場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月9日(金)までの間に、日本郵便(株)柏郵便局に必着していること。

(3) 提出先

〒277-8799 日本郵便(株)柏郵便局留 柏市総務部資産管理課

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は,無効とします。

- ア 入札参加資格の無い者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- ウ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- 工金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- オ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- カ 入札に関し不正行為のあった入札
- キ 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札
- ク その他入札条件に違反した入札

### (5) 入札の辞退

開札までは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退するときは、39ページの「入札辞退届」を柏市総務部資産管理課へ持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送については開札日の前日までに到着するものに限ります。

# 4 開札

(1) 開札日時

令和8年1月16日(金)

- ・物件1 午前10時00分から
- ・物件2 午前10時20分から
- (2) 開札場所

〒 2 7 7 - 0 0 0 5 柏市柏五丁目 7 番 2 2 号 場所 柏市役所 分室 3 1 階 第 1 会議室

(3) 開札への参加

開札への参加は任意です。開札に参加される場合には、柏市から郵送した「一般競争入札参加申込書」の写しを持参してください。なお、入札者以外の方の入場はできません。

### 【注意】

- ・開札会場の受付は、開札時間の10分前から行います。 開札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認めませんので、余裕を持ってお越しください。
- ・開札の結果,落札となるべき同価格の入札をした入札者が2者以上あるときは,直ちにくじによって落札者を決定します。当該入札者が開札会場にいない場合及びくじを引かない者があるときは,これに代えて当該入札事務に関係のない柏市職員にくじを引かせることとします。

# (4) 結果の通知・公表

ア 開札の結果通知は、開札日の翌日以降に入札者全員に、郵送により行います。

イ 開札の結果公表は、落札者の個人・法人の別、落札金額を 柏市のホームページに掲載することにより行います。(令和 8年1月21日(水)掲載予定)

# 6 契約の締結,所有権の移転等

# 1 売買契約の締結

- (1) 「普通財産譲渡申請書」の提出
  - ア 入札終了後、柏市から落札者へ「落札通知書」「普通財産譲渡申請書」及び契約に必要な書類を郵送します。
  - イ 「普通財産譲渡申請書」を作成し、関係書類を添付の上、 令和8年1月26日(月)までに<u>各物件の問い合わせ先(2</u> ページ参照)へ提出してください。
- (2) 売買契約の締結

売買契約の締結は、入札者の名義で、令和8年2月12日 (木)までに行うこととします。期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は柏市に帰属する こととなりますのでご注意ください。

# 2 売買代金等の納付方法

(1) 契約保証金の納付

売買契約締結後直ちに、契約保証金として、売買代金の100分の10以上で柏市が指定する額を、柏市が発行する納入通知書により納付してください。(契約保証金の納付に入札保証金を振り替えますので、実際は、契約保証金と入札保証金の差額を納付いただきます。)

(2) 売買代金の納付

売買代金を、柏市が発行する納入通知書により令和8年3月6日(金)までに納付してください。

※ 契約保証金については、「登記完了証の受領書」を提出後、 還付します。

#### 【注意】

・ 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、 柏市に帰属することとなります。

#### 3 所有権の移転等

(1) 土地の引渡し

ア 売買代金の完納後に土地の引渡しを行います。その後,

「土地引渡し確認書」及び所有権移転登記手続きに必要となる書類の提出により引渡しが完了した時に, 所有権が移転します。

イ 土地は、現状有姿で工作物等(既存フェンス・擁壁など) を含めた引渡しとなります。

(2) 所有権の移転登記手続

所有権の移転登記手続は,所有権移転後,柏市が嘱託により 行います。

# 【注意】

- ・地目変更登記を行う場合は、買受者により実施してください。
- (3) 所有権移転登記完了の手続

「登記完了証の受領書」を提出後、契約保証金を還付します。

## 4 その他必要な費用

売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記手続に必要な登録免許税等,本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は,買受者の負担となります。

# 5 契約に付する条件

(1) 用途の禁止等

ア 暴力団の事務所の用に使用してはなりません。

イ 市は、上記アに関しての確認のため必要があると認めると きは、本件土地に立ち入って調査を行い、又は落札者に対し て参考となるべき報告若しくは資料の提供を求めることがで きます。

ウ 上記イによる立入調査を拒み、若しくは妨げ、又は市から の報告若しくは資料の提供の求めを拒んではなりません。

#### (2) 契約の解除

市は、落札者が次の項目の一に該当すると認められるときは、 催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。 ア 暴力団又は暴力団員であるとき (法人等の役員等が該当す る場合を含む。以下才まで同じ。)

イ 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的,又は 第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員 を利用するなどしているとき

- ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運 営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に 利用するなどしているとき
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- カ 売買契約の締結又は履行について不正の行為があったとき
- キ 履行期限までに給付を完了する見込みがないとき
- ク 売買契約の履行の監督又は検査に際し、これに携わる職員 の職務の執行を妨げたとき
- ケーその他売買契約の条項に違反する行為があったとき
- (3) 損害賠償

売買契約に定める義務に違反したことにより本市に損害を与えたときは、当該損害に相当する金銭を損害賠償として本市に 支払わなければなりません。

## 6 その他注意事項

(1) 歩道の切り下げ又は敷地内に電柱が設置されている場合の移設及び撤去については、関係機関と十分協議して下さい。

なお,利用に当たって必要な工事費用等については,買受者 の負担となります。

(2) 境界標は、コンクリート杭、金属標、金属鋲、プラスチック 杭、石杭又は木杭等により設置されていますが、現状のままで の引き渡しとなります。

なお、境界標の補修や打ち直しは買受者の負担となります。

# 7 申込みのない物件等の売払い

# 1 継続募集

令和8年1月16日(金)の開札において、申込みがなかった 等の理由により買受者が決定しなかった物件については、先着順 で最低売却価格により売却します。

# 2 応募方法等

(1) 応募方法

「市有地売却(継続募集)応募申込書」,「誓約書」及び「土地利用計画書」に必要事項を記入・押印(印鑑登録のある印)の上,受付期間内に受付場所まで,直接持参により提出してください。

- ※ 上記の手続書類は、改めてホームページ上に掲載する予定 です。(令和8年1月21日(水)掲載予定)
- (2) 受付期間

令和8年1月23日(金)から

令和8年7月24日(金)まで

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とします。

(3) 受付場所

柏市柏五丁目10番1号

柏市役所本庁舎4階総務部資産管理課

電話 04-7167-114

## 3 買受者の決定方法

- (1) 応募の受付は先着順とし、受付番号1番の方が買受者となります。また、補欠者として第1補欠者から第3補欠者まで受付します。
- (2) 受付期間内の各日の受付開始時において、受付場所に同一物件について複数の応募者がある場合は、直ちにくじにより受付順を決定します。
- (3) 買受者が辞退する場合は、「市有地売却(継続募集)に係る辞退届」を提出することにより辞退することができます。

(4) 買受者が辞退等した場合は、補欠者が順次繰上ります。繰上 げにより買受者となった補欠者へは、柏市から直接連絡します。

# 4 売買契約の締結

(1) 柏市から、買受者に決定通知書を郵送します。買受者は原則 2週間以内に、次の書類を各物件の問い合わせ先(2ページ参 照) へ提出してください。

ア提出書類

普通財産譲渡申請書

- イ 添付書類 (発行より3か月以内のもの)
  - ・ 印鑑登録証明書 (法人の場合は「印鑑証明書」)
  - ・住民票(法人の場合は「登記事項証明書」又は「登記簿 謄本」)
- (2) 前記アの提出後、原則1か月以内に売買契約を締結していただきます。
- (3) 買受者が必要書類を提出しない場合又は契約を締結しない場合は、買受者としての資格を取り消します。

# 5 売買代金等の納付方法

(1) 契約保証金の納付

売買契約締結後直ちに契約保証金として,売買代金の100 分の10以上で柏市が指定する額を,柏市が発行する納入通知 書により納付してください。

(2) 売買代金の納付

売買代金を,契約締結の翌日から1か月以内に柏市が発行する納入通知書により納付してください。

※ 契約保証金については、「登記完了証の受領書」を提出後、 還付します。

# 【注意】

・ 売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は柏市に帰属することとなります。

## 6 その他の事項

7 申込みのない物件等の売払い 1 から 5 に記載された以外 の事項については、本要領に定める事項に準じます。

# 8 土地売買契約書(案)

## 土地壳買契約書

柏市を甲とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を乙とし、次の条項により、土 地売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、別表記載の土地(以下「本件土地」という。)を売り渡し、乙は、これを買い受ける。

(売買代金等)

- 第2条 本件土地の売買代金(以下「売買代金」という。)の額は、金〇〇、〇〇〇、〇〇〇円(本件土地の仮換地の地積1平方メートル当たり〇円)とする。
- 2 本件土地の仮換地について出来形確認測量により地積に増減があったときは、その増減に応じ前項の1平方メートル当たりの単価により算出した金額(当該額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた後の額)をもって精算する。ただし、精算金には利子を付さない。
- 3 乙は、前条の規定により甲から買い受けた本件土地について、 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」とい う。)第110条の規定により徴収又は交付される清算金の相手 方が甲であることを承諾する。
- 4 乙は、前条の規定により甲から買い受けた本件土地を第三者に譲渡等するときは、当該第三者が本件土地について法第110条の規定により交付又は徴収される清算金の相手方が甲であることを承諾するよう措置する。

(契約保証金)

- 第3条 乙は、この契約の締結後、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項に規定する契約保証金を甲の発行する納入通知書に定めるところにより納付する。
- 2 前項の契約保証金(以下「契約保証金」という。)の額は、金 〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

- 3 乙が契約保証金のうち乙が甲に既に支払った地方自治法第23 4条第4項に規定する入札保証金(以下「既納入札保証金」とい う。)を控除した金〇,〇〇〇,〇〇〇円を支払ったときは、甲 は、既納入札保証金(ただし、当該既納入札保証金に利息は付さ ない。)を契約保証金の納付に振り替える。
- 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を全て履行したことを確認したときは、第1項の規定により乙が納付した契約保証金(以下「既納契約保証金」という。)を乙に還付する。ただし、当該既納契約保証金に利息は付さない。
- 5 乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は, 既納契約保証 金は, 甲に帰属する。
- 6 前項に規定する場合において、乙が当該義務を履行しないことによって甲に生じた損害の額が既納契約保証金の額を超えるときは、乙は、甲に対し、当該損害の額から既納契約保証金の額を控除した額の賠償をしなければならない。

(売買代金の支払)

第4条 売買代金の支払は、甲の発行する納入通知書に定めるとこ ろにより行う。

(遅延損害金)

第5条 乙は,前条の納入通知書に記載されている納入期限までに 売買代金の支払をしないときは,当該支払が遅れた日数に応じ, 法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に納付しなけ ればならない。

(所有権移転登記)

第6条 乙は、甲に対し、令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日までに本件土地の所有権移転登記手続(以下「所有権移転登記手続」という。)に必要な書類を交付する。

(本件土地の引渡し)

第7条 甲は,第4条の規定による売買代金の支払が完了したときは,本件土地を,売買代金の支払の完了後〇〇日以内に,乙に引き渡す。

(完了の確認)

第8条 乙は、前条の規定による本件土地の引渡しを受けたときは、

当該引渡しの完了を確認し、当該完了を確認した旨の書面を甲に 交付する。

(所有権移転の時期等)

- 第9条 本件土地の所有権は、第6条の規定による書類の交付を受け、かつ、前条の規定による完了の確認が終了した時に甲から乙に移転する。ただし、乙が本件土地の使用又は収益を開始することができるのは、法第98条第5項に規定する日(法第99条第2項前段の規定により本件土地について使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合においては、その日)からとする。
- 2 甲は、前項の規定により本件土地の所有権が移転したときは、 速やかに、本件土地の所有権移転登記手続を行う。
- 3 甲は、前項の規定による所有権移転登記手続が完了したときは、 登記完了証及び登記識別情報通知(以下「登記完了証等」という。)を乙に交付する。
- 4 乙は、前項の規定による登記完了証等を受領したときは、当該 書類を受領した旨の書類を甲に交付する。

(私権の排除等)

- 第10条 甲は、本件土地に対する一切の制限物権、賃借権、差押えその他の所有権の完全な行使に対する制限になり得るもの(乙の使用の支障となる物件を除く。以下同じ。)があるとき(本件土地の仮換地の指定がされた場合において、当該仮換地の指定の効力発生の日(当該効力発生の日と別に法第99条第2項前段の規定により本件土地の仮換地について使用又は収益を開始することができる日を当該効力発生の日と別に定められた場合にあっては、当該別に定められた日)が到来しないことにより本件土地の仮換地の使用又は収益を開始することができない場合を除く。)は、第7条の規定による引渡しの時までに、その全てを消滅させる。
- 2 甲は、本件土地に対する一切の制限物権、賃借権、差押えその他の所有権の完全な行使に対する制限になり得るものが存することに関する登記が存するときは、第7条の規定による引渡しの時までに、その全てを抹消し、又は消滅させる。

(行為の禁止)

- 第11条 甲は、この契約の締結後、本件土地について、次の各号 に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 所有権を第三者に移転すること。
  - (2) 制限物権、賃借権その他の所有権の完全な行使に対する制限になり得るもの(乙の使用の支障となる物件を除く。次号において同じ。)を設定すること。
  - (3) 制限物権、賃借権その他の所有権の完全な行使に対する制限になり得るものの設定の登記をすること。
  - (4) 乙の使用の支障となる物件を設置すること。
  - (5) 乙の使用の支障となる物件が存する旨の登記を行うこと。 (用途の禁止)
- 第12条 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所の用に供するなど、公 序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

- 第13条 甲は、前条の義務の履行の確認のため必要があると認めるときは、本件土地に立ち入って調査を行い、又は乙に対して参考となるべき報告若しくは資料の提供を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による甲の立入調査を拒み、若しくは妨げ、 又は甲からの報告若しくは資料の提供の求めを拒んではならない。 (秘密の保持)
- 第14条 乙は、この契約に関して知り得た甲の業務上の秘密を外 部に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同 様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

(公租公課の負担)

第16条 本件土地に対する公租公課は、その賦課期日における本件土地の所有権の登記名義人の負担とする。

(紛争の解決)

- 第17条 この契約に関し第三者から異議の申立て又は権利の主張 等があった場合は、乙の責任において解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、この契約に関する紛争については、 甲乙両者で解決に当たる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に 損害を与えたときは、当該損害に相当する金銭を損害賠償として 甲に支払わなければならない。

(契約不適合に係る担保責任)

- 第19条 甲は、民法(明治29年法律第89号)第562条第1 項本文及び第565条の定めにかかわらず、本件土地の種類又は 品質に関して、乙に対し、一切の担保責任を負わない。
  - (危険負担)
- 第20条 本件土地の引渡し前に、天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない事由によって本件土地が減失したときは、乙は、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

- 第21条 前各条項に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙又は乙の役員等(乙が法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、乙が団体である場合はその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
  - (2) 乙又は乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な 利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (7) 履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
- (8) この契約の履行の監督又は検査に際し、これに携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- (9) その他この契約の条項に違反する行為があったとき。
- 2 前各条項に定めるもののほか、甲又は乙がその債務を履行しない場合は、その相手方は、民法の定めに従い、この契約を解除することができる。

(解除の効果)

- 第22条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙が既に本件土地の引渡しを受けているときは、当該土地を甲に返還しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による返還と引換えに、売買代金を乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する売買代金には利息を付さない。
- 3 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合において、 この契約の締結に関して負担した費用、本件土地に関して支出し た必要費又は有益費その他乙がこの契約及び本件土地に関して負 担した一切の費用の償還を甲に請求しない。
- 4 第1項に規定する場合において、乙は、乙の負担において本件 土地を甲が指定する日までに原状に回復して甲に返還するものと する。ただし、甲が認める場合は、原状に回復することを要しな いものとする。
- 5 乙は,第1項の規定により本件土地を甲に返還するときは,甲 が指定する日までに,本件土地の所有権移転登記手続に必要な書 類を甲に提出しなければならない。

(合意管轄)

第23条 この契約に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄とする。

(相隣関係等への配慮)

第24条 乙は、売買物件の引渡し以降においては、近隣住民その 他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義の決定等)

第25条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和○年(○○○○年)○月○日

柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

柏市長 〇 〇 〇

 $\angle$ 

別表

# 土地の表示

	従育	<b></b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		仮換地 柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業					
町名	地番	地番 地目 公簿地積(m²)			符号	地積(m²)	(単価(円/㎡)) 金額 (円)		
柏〇丁目	柏〇丁目 〇番 〇 〇					0	(())		

#### 

- 一般競争入札(郵便入札)に係る手続書類は、本要領のコピー又は柏市のホームページ上に掲載してあります書式をダウンロードの上使用してください。
- 7 申込みのない物件等の売払いに係る手続書類は、一般競争入札(郵便 入札)への誤使用を避けるため、本要領及び柏市のホームページ上に掲載して いません。後日、改めてホームページ上に掲載する予定です。(令和8年1月 21日(水)掲載予定)

# 【問い合わせ先】

柏市 総務部資産管理課(本庁舎4階)

柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1114

# 一般競争入札参加申込書

柏市長 太田和美 あて

 〒

 住所
 申込者 氏名

 申込者・代表者名)
 申込者 氏名

 申込者 氏名
 中込者 氏名

 (会社名・代表者名)
 申込者・代表者名)

 電話番号
 (

市有地売却応募要領の参加資格,条件及び内容等を承諾の上,次のとおり参加 を申込みます。

物件番号	所	在地	受付番号
			※記入しないでください。

【添付書類】※(1)及び(2)は発行より3か月以内のもの。なお、共有で申込の場合は、 共有者全員分の添付が必要です。

- (1) 印鑑登録証明書(法人の場合は「印鑑証明書」)
- (2) 住民票(法人の場合は「登記事項証明書」又は「登記簿謄本」)
- (3) 委任状(代理人による入札を希望する場合のみ)
- (4) 誓約書及び役員名簿(法人又は団体の場合のみ)
- (5) 土地利用計画書

# 【注意事項】

- ・申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・複数物件を申し込む場合、添付書類はコピーで結構です。

受		
付		
印		

# 誓 約 書

令和 年 月 日

印

柏市長 太田和美 あて

住所

氏名

(会社名・代表者名)

生年月日 年 月 日( 歳)

当社(当法人、当団体及び個人の場合は私)は、下記のいずれにも該当しないことを 誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また,柏市長が必要であると判断した場合は,柏市長が警察に照会することについて 承諾します。

記

#### 契約の相手方として不適当な者

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者(法人等(法人又は団体をいう。)の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、該当する場合を含む。以下(5)まで同じ。)
- (2) 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている 者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 入札参加者の資格(1)~(11)を満たさない者
- ※ 法人又は団体の場合は、役員や理事などの役職名、住所、氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること(書式は任意とします。)。
- ※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

# 土地利用計画書

柏市長 太田和美 あて

 市
 一

 住
 所

 申込者
 氏

 会社名・代表者名)
 一

 市
 一

 申込者
 氏

 会社名・代表者名)
 電話番号

 (
 )

下記の市有地を買い受けたいので, 土地利用計画書を提出します。

		物件番号	
1	土地の表示	所在地	柏市
		面積	m²
2	土地利用目的		
3	事業内容	(建築物を建築す 記載してください	「る場合は,その用途及び建築予定時期を い。)

# 入 札 書

柏市長 太田和美 あて

入札者 住 所

氏 名

印

(会社名・代表者名)

代理人 住 所

氏 名

印

(会社名・代表者名)

次のとおり、柏市財務規則及びその他関係法令等の定めるところに従い、入札 いたします。

# 〇 入札金額

			1	1	1	1		1			1
		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金	額										

※ 金額は算用数字で記入し、金額の頭部に¥をつけること。

# 〇 入札物件

物件番号		所	在	地	

# 【注意事項】

・代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

令和 年 月 日

印

## 委 任 状

柏市長 太田和美 あて

住 所

氏 名

(会社名・代表者名)

私は次の者を代理人と定め、入札物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

### 〇 入札物件

物件番号	所 在 地

## 【注意事項】

・代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。入札では、この印鑑以外の使用はできません。

## 入札保証金納入申出書

令和 年 月 日

柏市長 太田和美 あて

入札者 住 所

氏 名

印

(会社名・代表者名)

次の物件の入札保証金として,次のとおり納入しました。

〇 入札保証金

金額	億	千	百	+	万	千	百	+	円
金 額   									

※ 金額は算用数字で記入し、金額の頭部に¥をつけること。

〇 入札物件

物件番号	所	在	地	

入札保証金納入通知書(領収書)の写しを添付してください。

## 請 求 書 (入札保証金返還用)

	億	千	百	+	万	千	百	+	円
金額									

ただし、令和8年1月16日に実施した市有地売却一般競争入札(物件番号 )の入札保証金返還分として、上記のとおり請求します。

令和8年1月16日

柏市長 太田和美 あて

住 所

氏 名

EI

(振込み先)

(1)(2)(1)(1)												
金融機関名		銀行 金庫 店 組合				口座 種目	2.	1. 普通 2. 当座 3. その他				
口座番号						J.	~ (	ク他				
口座名義	フリガナ											
	氏 名											

## 請 求 書 (契約保証金返還用)

	億	千	百	+	万	千	百	+	円
金額									

ただし、令和8年 月 日に契約した市有地売却一般競争入札(物件番号 )の契約保証金返還分として、上記のとおり請求します。

令和8年 月 日

柏市長 太田和美 あて

住 所

氏 名

EI

(振込み先)

(1)(2)(1)(1)												
金融機関名		銀行 金庫 店 組合				口座 種目	2.	1. 普通 2. 当座 3. その他				
口座番号						J.	~ (	ク他				
口座名義	フリガナ											
	氏 名											

## 入 札 辞 退 届

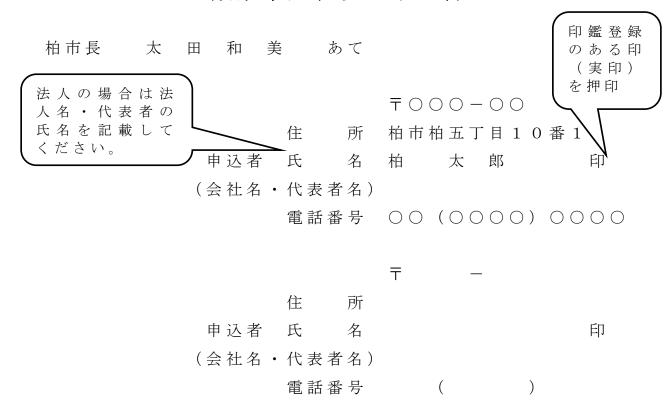
				令和	年	月	日
柏市長 太 田	和美	あて					
	自	三 所					印
( <u>é</u>	会社名・代表	(者名)					
	官	意 話					
	台	三所					
	·	名名					印
( 2	会社名・代表	(者名)					
	包	話 話					
私は、令和8年1	月16日に閉	札され	る下記物	件の入札につ	ついて辞	退しま	す。
		Ī	記				
1 物件番号							
2 物件所在地	柏市						
3 辞退理由							

## 10 手続書類の記入例

### 単独名義の場合

令和○○年○○月○○日

## 一般競争入札参加申込書



市有地売却応募要領の参加資格,条件及び内容等を承諾の上,次のとおり参加を申込みます。

物件番号	所 在 地	受付番号
0	柏市〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇	※記入しないでください。

【添付書類】※(1)及び(2)は発行より3か月以内のもの。なお、共有で申込の場合は、共有者全員分の添付が必要です。

- (1) 印鑑登録証明書(法人の場合は「印鑑証明書」)
- (2) 住民票 (法人の場合は「登記事項証明書」又は「登記簿謄本」)
- (3) 委任状 (代理人による入札を希望する場合のみ)
- (4) 誓約書及び役員名簿(法人又は団体の場合のみ)
- (5) 土地利用計画書

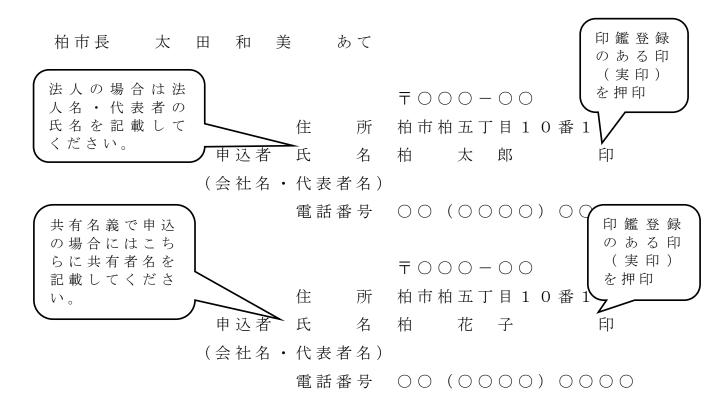
#### 【注意事項】

- 申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・複数物件を申し込む場合、添付書類はコピーで結構です。

### 共有名義の場合

令和○○年○○月○○日

## 一般競争入札参加申込書



市有地売却応募要領の参加資格、条件及び内容等を承諾の上、次

のとおり参加を申込みます。

三者以上の場合は、コピーして使用してください。

物件番号	所 在 地	受付番号
0	柏市〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇	※記入しないでください。

【添付書類】※(1)及び(2)は発行より3か月以内のもの。なお、共有で申込の場合は、共有者全員分の添付が必要です。

- (1) 印鑑登録証明書(法人の場合は「印鑑証明書」)
- (2) 住民票 (法人の場合は「登記事項証明書」又は「登記簿謄本」)
- (3) 委任状 (代理人による入札を希望する場合のみ)
- (4) 誓約書及び役員名簿(法人又は団体の場合のみ)
- (5) 土地利用計画書

#### 【注意事項】

- 申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・複数物件を申し込む場合、添付書類はコピーで結構です。

#### 誓 約 書 令和○○年○○月○○日 法人の場合は法 印鑑登録 人名・代表者の 柏市長 太田和美 あて のある印 氏名を記載して (実印) ください。 を押印 住所 氏名 個人の場合は生 (会社名・代表者名) 盯 年月日を記載し てください。 年 月 日( 生年月日

当社(当法人,当団体及び個人の場合は私)は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

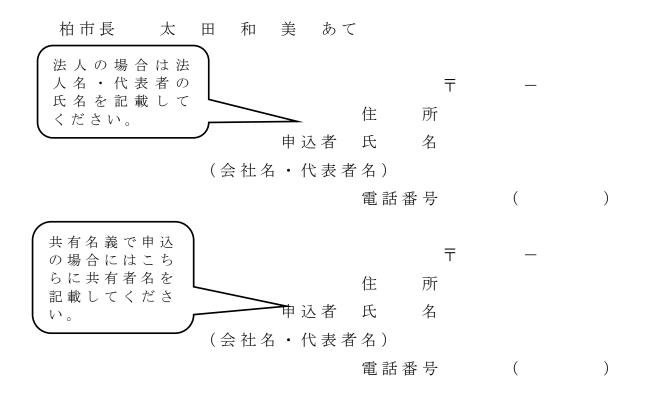
また、柏市長が必要であると判断した場合は、柏市長が警察に照会することについて承諾します。

記

#### 契約の相手方として不適当な者

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号 に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者(法人等(法人又は団体をいう。) の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所 をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与し ている者をいう。)が,該当する場合を含む。以下(5)まで同じ。)
- (2) 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 入札参加者の資格(1)~(11)を満たさない者
- ※ 法人の場合は、役員の役職名、住所、氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付する こと(書式は任意とします)。
- ※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

## 土地利用計画書

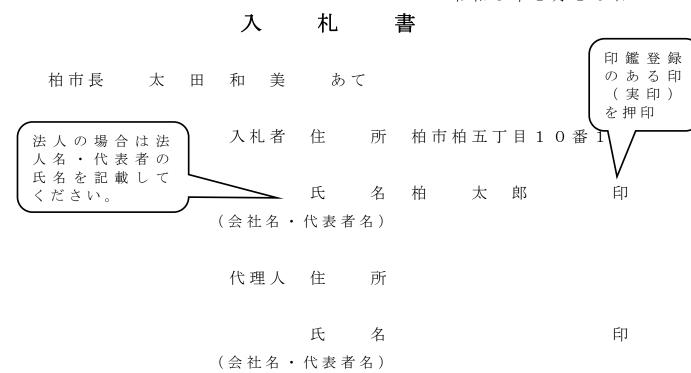


下記の市有地を買い受けたいので, 土地利用計画書を提出します。

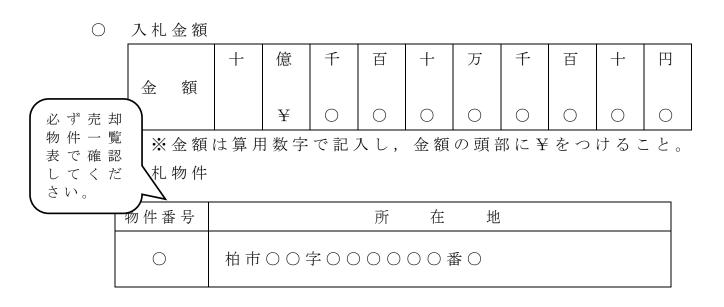
		物件番号	0				
1	土地の表示	所在地	柏市〇〇字〇〇〇番〇				
		面積	$m^2$				
2	土地利用目的	業務用倉庫を建築する。					
3	事業内容	<ul><li>(建築物を建築す載してください。</li><li>業務用倉庫</li><li>令和○○年○○</li></ul>					

### 単独名義の場合

令和8年1月16日



次のとおり、柏市財務規則及びその他関係法令等の定めるところに従い、入札いたします。



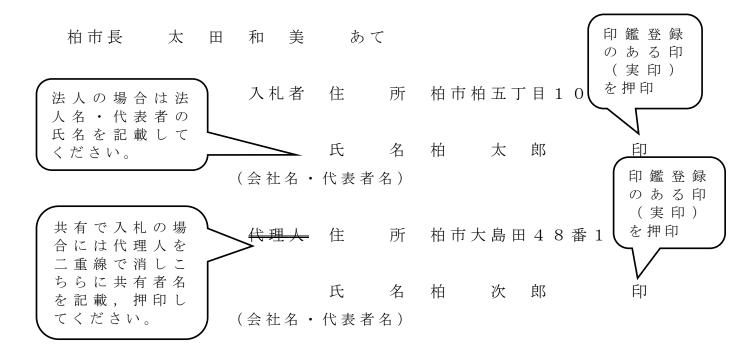
#### 【注意事項】

・代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名(印は不要)を 記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印 を押印すること。

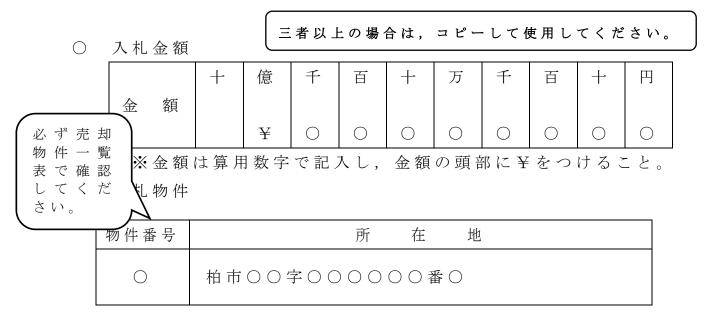
#### 共有名義の場合

令和8年1月16日

## 入 札 書



次のとおり、柏市財務規則及びその他関係法令等の定めるところに従い、入札いたします。



#### 【注意事項】

・代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名(印は不要)を 記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印 を押印すること。

### 代理人による場合

令和8年1月16日

委任状の代理人使用印

を押印

印

## 入 札 書

柏市長 太田 和美 あて 押印は 不 要 柏市柏五丁目10番1 入札者 住 所 法人の場合は法 人名・代表者の 氏名を記載して 氏 名 太 柏 郎 印 ください。

(会社名・代表者名)

法人の場合は法 人名・代表者の 氏名を記載して ください。

代理人 住 所 柏市大島田48番

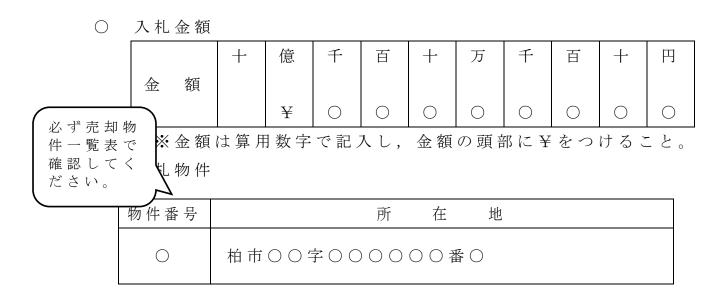
名

柏 次郎

(会社名・代表者名)

氏

次のとおり、柏市財務規則及びその他関係法令等の定めるところに従い、入札いたします。



#### 【注意事項】

・代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名(印は不要)を 記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印 を押印すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 委 任 状

柏市長 太田和美 あて

法人の場合は法 人名・代表者の 氏名を記載して ください。

住 所 柏市柏五丁目10番1

- 氏 名 柏太 郎

会社名 · 代表者名)

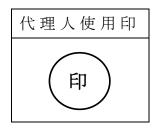
委任者の 印鑑登録 のある印 (実印) を押印

印

私は下記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する 一切の権限を委任します。

代理人 住 所 柏市大島田48番1

氏 名 柏 次 郎



#### 〇 入札物件

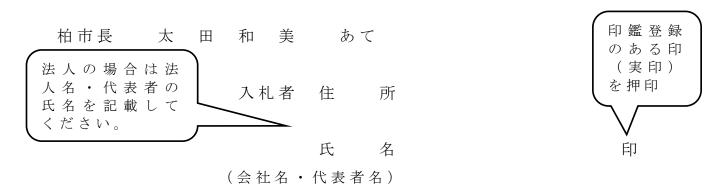
物件番号	所 在 地
0	柏市〇〇字〇〇〇番〇

#### 【注意事項】

・代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押 印してください。入札では,この印鑑以外の使用はできません。

## 入札保証金納入申出書

令和 年 月 日



下記物件の入札保証金として次のとおり納入しました。

#### 〇 入札保証金

	億	千	百	+	万	千	百	+	円
金額		¥	0	0	0	0	0	0	0

※ 金額は算用数字で記入し、金額の頭部に¥をつけること。

### 〇 入札物件

物件番号	所 在 地
0	柏市〇〇字〇〇〇〇〇番〇

入札保証金を納入し た後の取扱金融機関 領収日付印が押し れた領収書の写しを 添付してください。

入札保証金納入通知書(領収書)の写しを添付してください。

納入された入札保証金の額を記入してください。 (入札金額ではありません。)

# 請 求 書(入札保証金返還用)

1									
1	億	千	百	+	万	千	百	十	円
金額		¥	0	$\circ$	0	0	0	0	0

ただし、令和8年1月16日に実施した市有地売却一般競争入札 (物件番号〇)の入札保証金(返還分)として、上記のとおり請求します。 入札した物件番号を記載してください。

令和8年1月16日

柏市長 太田和美 あて

住 所 柏市柏五丁目10番1

のある印 (実印) を押印

印鑑登録

氏 名 柏 太郎

通帳等により正確に記入して ください。

(振込み先)

金融機関名	0	0	銀行 金庫 組合	0 0	店	1 2 2 3	. 普通 ). 当座 . その他
口座番号	0	0 0	0 0	0 0	0	3	. て ツ 他
口座名義	フリガナ	カシ	ワ       タ	<u></u>			
	氏 名	柏太」	良区	·	·		

納入された契約保証金の額を記入してください。 (既納入札保証金を含む。)

# 請 求 書 (契約保証金返還用)

を含む。)					
金名	意 億	千     百     十     万     千     百     十     円       W     0     0     0     0     0     0			
31Z, H)		¥ 0 0 0 0 0 0			
ただし	, 令和8年	日に契約した市有地売却一般競争入札			
(物件番	号() の契	約保証金(返還分)として、上記のとおり請求し			
ます。		した物件番号を記 こください。			
令和 8	年〇〇月〇	初め口な割耕してノだ			
柏市	長 太	田 和 美 あて			
		印鑑登録 のある印 (実印) 住 所 柏市柏五丁目10番1 を押印			
		氏 名 柏 太 郎 啣			
	J	長等により正確に記入して			
(振込み		<b>ささい。</b>			
		銀行 1. 普通			
金融機関名	0				
		組合 4 1 2 3 . 音座 3 . その他			
口座番号	0				
口座名義	フリガナ	カシワタロウ			
日左右我					
	氏 名	柏 太郎			

## ≪参考≫ 関係法令抜粋

#### 1 地方自冶法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を 除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を 参加させることができない。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた とき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得 るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、 当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つ たとき。
  - 七 この項 (この号を除く。) の規定により一般競争入札に参 加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履

行に当たり代理人, 支配人その他の使用人として使用したとき。

## 2 地方自冶法第238条の3

(職員の行為の制限)

- 第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その 取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換す ることができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 【問い合わせ先】

<手続きに関すること>

総務部 資産管理課 (本庁舎4階)

電話 0 4 - 7 1 6 7 - 1 1 1 4

<物件1,2に関すること>

都市部 北柏駅周辺整備課

(北柏駅北口土地区画整理事務所1階)

電話 0 4 - 7 1 6 0 - 3 8 5 1